愛知社保協ニュース

2020年7月8日　No.182

発行：愛知県社会保障推進協議会　TEL:052-889-6921　FAX:052-889-6931
E-mail：syahokyo@airoren.gr.jp　ホームページ　http://syahokyo.airoren.gr.jp/

６月２５日生活保護引下げ違憲訴訟、名古屋地裁不当判決
７月７日名古屋高裁に、控訴状提出！勝利までたたかう

新型コロナウイルス感染禍の中、「いのちのとりで裁判」のはじめての判決が名古屋地裁で出された。判決は、専門家の検討を経ない生活保護基準引き下げを安易に容認したうえ、「国民感情を踏まえた自民党の政策を考慮できることは明らか」とまで言い放った。

勝訴信じ、原告と代表は入廷した。まさかの「不当判決！」に怒り

コロナ禍のもと、傍聴者は定員の３分の１程度と大幅に制限されていた。抽選も含め、入廷した代表は、これまでの裁判の展開に、「勝訴」判決を疑わなかった。しかしながら裁判所は、原告の訴えや証人の証言も全く聞き入れず、国の意向を容認するという、法の番人としてあるまじき判決を下した。原告や代理人、支援者は、驚きと怒りに震え言葉を失ったが法廷から裁判官が退席するときに、
「不当判決だ！」と、怒りの声が響いた。

上　６月25日判決時、下　７月７日控訴時

記者会見＆報告集会では、

冒頭、内河弁護団長は「全く許しがたい不当な判決。全般的敗訴、弁護団で検討した。ある意味では、ほとんど得るものがない、心打つものがない。裁判官の熱意ある進行協議等含め、とても大きな期待を寄せた。裁判は期待をしながら、裏切られることが多くある。しかし、生活保護の事件だけはそれがないことを願っていた。私たちは、たたかうために裁判をし、たたかうために運動をし、少しでもいい結果をもたらすことを願いながら活動する。生活保護だけは原告のみなさんが、今日明

日生きるかどうか大きな課題を持つ。負けたくなかった。沖縄高江事件に同じような判決が出た。熱心で進行協議を行ったが、何ら得るものがない。裁判官は、政治家や国がやった権利侵害をチェックすること、それが間違いだということを示すのが役割。そのことを忘れて自民党をよしとする判決は、本当に気持ちが悪い。ここまで悪い判決には、たたかう意欲はますます強まる。徹底的に戦わなければならない」と決意が示された。

森弘典弁護団事務局長は、「代理人として、原告、全国のたたかうみなさんに申し訳ない。このような判決が認められることはない。たたかい続けることを誓います」と述べ、報告に入った。「判決は、原告の訴えをことごとく否定し、『国の財政事情や他の政策等の多方面にわたる諸事情を考慮し、かつ厚生労働大臣の裁量権を優先する厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの裁量が認められる』『厚労大臣の専門的技術的な見地からの裁量にゆだねられている』」と強調。「極めつけは、『自民党の生活の影響を受けていた可能性を否定することはできない』『生活保護費の削減などを内容とする自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたもの』と肯定するという、許しがたいものである。原告とともに勝利までたたかう」（要旨）

小久保哲郎弁護士全国争訟団からも、

本当に残念なとんでもない判決。まず、　規範の部分、老齢加算の最高裁判決では、統計等の客観的数値との関連性や専門的知見との整合性による。しかし、専門家の審議会で一切検討されていない。審議会等の検討結果を踏まえて行うことが「通例だった」といいながら、「法令上の根拠は見られない」。諮問すれば足りる、被告の意見、専門家の意見を聞く必要がないに等しい。デフレについても、「被告の意見を丸呑み」し２分の１にしたといっても、減額幅が大きかったとしても、不合理とはいえない。と、きって捨てる。何でこんなこと書いたのかと思われるが、「自民党の政策の影響を受けていた可能性を否定することはできない」。あくまで、国民感情や、国の財政事情　踏まえたもの。これらの事情を考慮することは控訴審でやってほしいのか、控訴審で十分ついて行ける部分。全国の 28 地裁たたかいもあり、名古屋も控訴する。引き続いて、全力でたたかいたい。

その後、３人の原告から、判決への憤り、たたかう決意がのべられました。さらに、６人の記者からの質問や、会場参加者からの激励など受け、勝利するまでたたかう意思をかため集会を終了した。

集会の様子を報道は↓

https://www.youtube.com/channel/UC8XBizOfQBLUrUcv_9DHCog

裁判所の前でも、集会の様子がリアルタイムで放映

社説

2020・7・3

生活保護費判決 減額の手法に違和感

生活保護費引き下げは、生存権を保障する憲法に違反するとして受給者が国などに取り消しを求めた集団訴訟の初判決で、名古屋地裁は訴えを退けた。だが、減額の仕方に分かりにくさは否めない。

東京、大阪、静岡、津、富山など全国二十九地裁で約千人の受給者が同様の訴訟を起こしている。

国は物価下落などを理由に、二〇一三年から三回に分け、生活保護費のうち、食料や光熱費に充てる生活扶助費を平均6・5%、最大10%（年額六百七十億円）引き下げた。「10%引き下げ」は、自民党が政権復帰した一二年衆院選での公約だった。

厚労省は、この引き下げの基準に総務省の「消費者物価指数」（CPI）を初めて用いた。〇八年から一一年までのCPIは、総務省や世界各国が使う「ラスパイレス方式」で計算すると2・26%下落だが、厚労省は別の方式との併用で4・78%下落と算出した。

原告は「恣意的な計算方式で、引き下げ額は過大だった」と訴えたものの、判決は国の主張に沿い「計算方式は厚労相の裁量権を逸脱していない」と述べて請求を棄却した。下落幅を大きめにみる算定に、自民党公約への厚労省の「忖度」はなかったのだろうか。

原告側は「国は専門部会に諮らず削減を決めた」とも主張したが判決は「専門家の検証はなかったものの厚労相の判断に誤りや欠落はない」と退けた。

判決はまた「当時の国民感情も踏まえた厚労相の判断を違法とは言えない」と述べた。具体的な中身を示していないが、一部の不正受給への世論のバッシングをもって「国民感情」としたとすれば、短絡的ではないか。

憲法二五条は「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定める。この精神を受け「車や家、貯金がない」「働けない」など諸条件を満たせば生活保護の申請ができる。

厚労省によると、制度利用者は今年四月現在で約二百六万人。同月の申請は二万一千件余で前年同月比約25%増。コロナ禍で雇用が悪化した影響とみられる。

「体が不自由で職に就けない」「一日二食でしのいでいる」「不織布マスクは高くて買えない」「電気代がかさみ、エアコン使用を控えている」―。いずれも受給者の訴えだ。減額の幅が広がれば、このぎりぎりの生活は影響を受けるだろう。他の地裁でも判決に向けて審理が続く。弱者の暮らしを直視した判断を望みたい。

原告の請求 すべて棄却

生活保護削る国に追従

名古屋地裁

くじけない 控訴へ

法律無視の不当判決

東京 支援者らが会見

菅原前経産相を起訴猶予

東京地検 秘書通じ香典 謝罪考慮

ふたの間に10ベクレル京

福島第1 規制庁推定 廃炉への障害懸念

生活保護訴訟 原告敗訴

引き下げ 取り消し認めず

名地裁、全国初判決「厚労相裁量権 逸脱せず」

視覚障害の男性 悔しさ

冷房夜だけ、1日2食

「健康で文化的 自分には無関係」

政治的意図を感じる

児童ポルノ販売サイト 3容疑者逮捕

2020. 朝日
令和2年）7月6日（月） 13版 オピニオン 6

オピニオン＆フォーラム

生活保護減額「適法」判決に怒り

無職 清水 悦子（愛知県 75）

生活保護費減額決定の取り消しなどを求めた訴訟で、6月25日、名古屋地裁で原告の訴えを棄却する信じられない判決が出た。私は生活保護ケースワーカーをしていたとき、原告たちと同様に生活保護費でやりくりに苦しむ人たちを担当していたので、勝訴を信じて毎回傍聴した。

判決理由で、2012年の衆院選で、自民党が生活保護費削減を選挙公約に掲げたことを、当時の国民感情や国の財政事情を踏まえたものであり、厚生労働相は基準改定に考慮できるとしたことに驚いた。この国民感情はどこで調べたのか。根拠も示さず、あいまいな「感情」を理由付けに使ってよいのか。こんなことが通れば、すべてが許されてしまう。

また、食事を減らして補聴器を買うための貯金をしていることや、生活費を切り詰めて、カラオケや映画に行ったことをもって、最低限度の生活を下回っていたと認めなかったことにも怒りが湧く。

裁判長には、法廷で切々と訴えた生活の実態を、曇りのない目で見て総合的に判断してほしかったと思う。バッシングがある中で実名を出して訴えた人たちの願いが届かなかったことが実に残念でならない。

歴史に残る最悪の判決

博松佐一　愛労連前議長　愛知支援連絡会代表

これまでの経過を全否定

全国最初の判決となった生活保護裁判名古屋判決（6月 25 日）はあらゆる判決のなかでも最悪の判決となりました。判決文をみても異常なところばかりです。原告のみなさんはすでに控訴する決意を固めています。今後名古屋高裁にむけてその異常さを暴露していきます。

客観的事実の検証は無し

判決ではこれまで国が認めてきた客観的な判断基準や審議の進め方をすべて放棄してしまい、すべて厚労大臣の裁量で決めることができるとしてしまいました。基準部会長代理岩田正美さんの証言は全て無視しています。

どこにも無い計算方法で物価偽装

国は計算期間も、計算方法も従来とは全く違うやり方で、地デジ化によるテレビの値下がりが最も大きく影響する計算式を持ち込みました。これによって生活保護費が実質的に大幅に増加したとしました。国による統計偽装の発端です。
裁判所が生活保護バッシング判決文は利用者のなかに、「カラオケ、映画、囲碁サークルへの参加」している者もいること、「70％以上のものが3食きちんと食べている」ことをあげて、「必ずしも健康で文化的な最低限度の生活を下回っているとまでは言えない者が一定数存在することがうかがわれる」と繰り返しています。ネトウヨの生活保護バッシングと同じです。それが問題なら保護利用者は囲碁・カラオケ禁止にすればいいのです。

自民党忖度

そして驚いたのは総選挙での自民党の公約を取り上げ、「自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」とまで書いてあることです。判決文を書いた裁判官はこの春、最高裁に栄転。まさに自民党政権忖度判決です。

愛労連新聞より

ご支援いただいたみなさまへ
みなさまにお寄せいただいた温かいご支援に心よりお礼申し上げます。
名古屋地裁判決は、全面敗訴と残念な結果でした。７月７日には控訴し、７月２４日には抗議集会を予定します。引き続きご支援をお願いします。
なお、この間名古屋地裁への署名は
○個人署名数　33,818筆
○団体署名数　446　団体
以上。ありがとうございました。事務局